

品川区児童相談員設置要綱

制定 平成18年3月30日 区長決定
要綱第 62号
改正 平成21年4月1日要綱第325号
改正 平成27年4月1日要綱第242号
改正 令和2年3月10日要綱第14号

(目的)

第1条 品川区児童相談員(以下「相談員」という。)は、社会奉仕の精神に基づき児童福祉法に定める0歳から18歳未満の児童のいる家庭への訪問または見守り、学校等の関係機関への訪問を行い、相談助言および状況把握をとおして児童家庭の福祉の増進に資するものとする。

(委嘱)

第2条 区長は、主任児童委員に対して相談員を委嘱する。

(任期)

第3条 相談員の任期は3年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の相談員の任期は、その前任者の残任期間とする。

(定数および担当地区)

第4条 相談員の定数は、品川区主任児童委員の定数と同数とし、その担当区域は主任児童委員の担当地域と同様とする。

(対象家庭および機関)

第5条 相談員の活動の対象となる世帯および機関は次の各号に定めるものとする。

- (1) 0歳から18歳の児童のいる家庭で、養育や育成に関して何らかの問題を抱えており、支援の必要な家庭
- (2) 児童虐待や非行など要保護児童に該当する児童のいる家庭で、訪問や助言などの直接のかかわりが難しく、地域見守りによる状況把握を必要とする家庭
- (3) 主任児童委員活動にかかわる保健医療、教育、福祉関係機関等

(活動)

第6条 相談員は、関係機関との密接な連携の下に次の活動を行う。

- (1) 対象家庭について必要に応じた調査を行い、その実態を把握しておくこと
- (2) 対象家庭に対し、必要に応じて相談または助言を行うこと
- (3) 児童家庭福祉の増進のため、関係機関の業務に協力すること
- (4) その他前3号に付随する活動を行うこと

(義務)

第7条 相談員は次の事項を遵守するものとする。

- (1) 厳正かつ中立な態度をもって臨み、相手方の人格尊重に努めるとともに、活動によっ

て知り得た秘密を他に漏らさないこと

- (2) 本活動を行うにあたって、身分を証明する証票を携行すること
(活動費)

第8条 区長は、相談員に対し、その活動に要する経費として、月額7,000円を支給する。
(解職)

第9条 区長は、第4条の規定にかかわらず、相談員が自己の都合により辞退を申し出たときのほか、次の各号のいずれかに該当する場合は、相談員を解職することができる。

- (1) 心身の疾病のため、活動の遂行に支障があり、またはこれに堪えられなくなったとき
(2) 活動を怠り、または活動上の義務に反したとき
(3) 前2号のほか、活動に必要な適格性を欠くとき

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、相談員の運営に関し必要な事項は別に子ども未来部長が定める。

付 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。